

学校生協グループ保険は 学校生協組合員同士の助け合いの制度です 必ず内容をご確認ください

2020年8月1日 中途加入のご案内

学校生協グループ保険

本制度の特長

● 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のための団体保険ですから、保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障が、毎年、手軽に見直せます。

● 請求の手続きが安心・迅速

ご請求の際は、栃木県学校生活協同組合が窓口となり、確実な支払いをしっかりとサポートします。

● 配当金で実質負担は軽減

年に1回、収支計算を行い、剰余金は配当として還付します。

PC・スマホからかんたんに制度内容が確認できます！

栃木県学校生協グループ保険.com

で検索！

<http://mylp.web-db.ws/code/tochigaku.html>

※スマートフォンやタブレットでご視聴の場合は、通信料が発生します。Wi-Fi環境でのご利用を推奨します。

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご参照ください。



⚠ 新規加入される方は最初にお読みください。

お申込みをされる場合は、必ず、それぞれの制度の加入資格をご確認のうえお申込みください。

告知していただいた内容が事実と相違していた場合や、責任開始期(加入日)前に発生した傷害や発病が原因である場合には、保険金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

また、告知していただいた内容が事実と相違していた場合、既に払い込まれた保険料はお返しできないことがありますのでご注意ください。



【注意喚起情報】・【契約概要】はP5～8に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日

2020年5月29日(金)

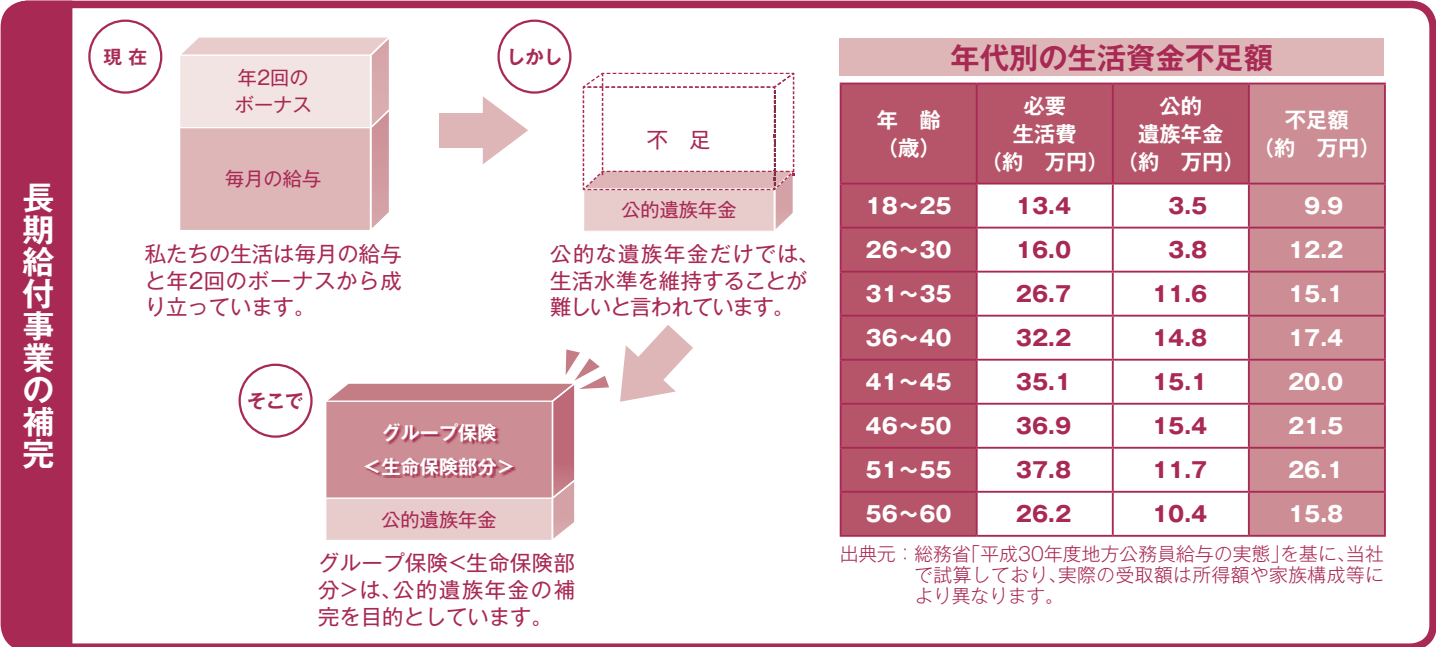
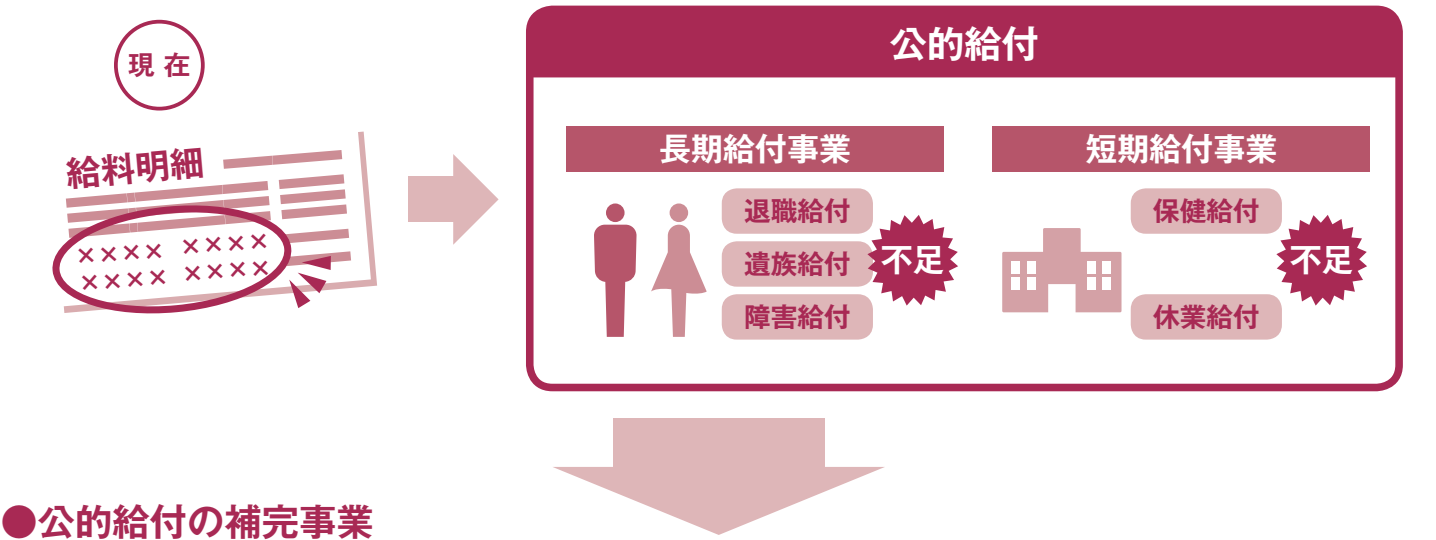
責任開始期
(加入日)

2020年8月1日(土)

【契約者】 栃木県学校生活協同組合

学校生協グループ保険とは

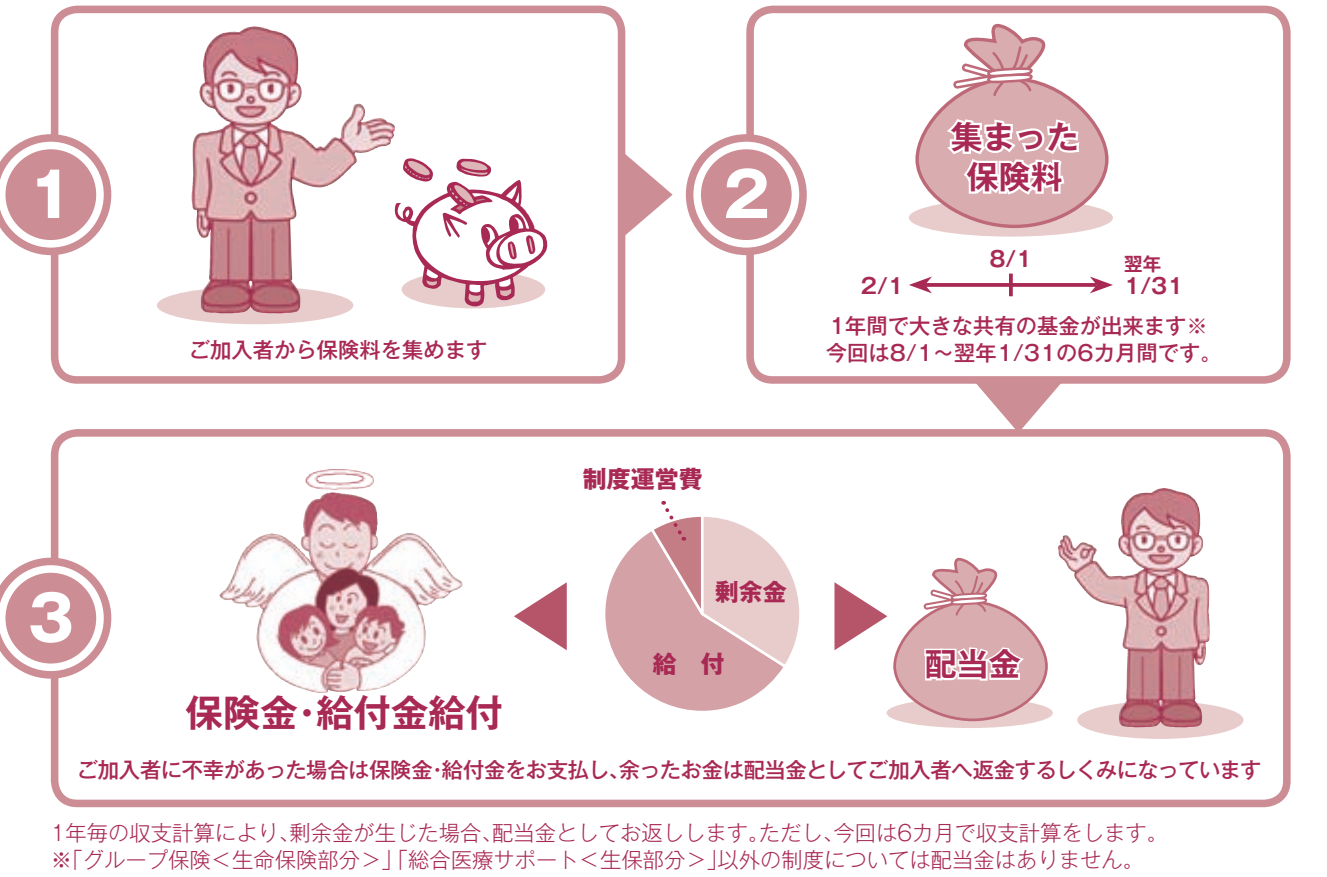
1 公的給付補完を目的とした学校生協独自の福利厚生制度です！



※公立学校共済組合の組合員の場合

2 栃木県内の教職員(学校生協組合員※継続加入組合員を除く)の皆さまの助け合い制度です！

●グループ保険<生命保険部分>・総合医療サポート<生保部分>のしくみ



3 年に1回ライフサイクルに合わせた内容に見直しができます！

●スケジュール(予定)



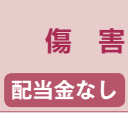
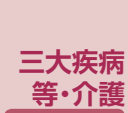
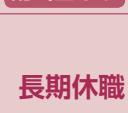
4 退職後継続ができます！

退職後もグループ保険・ベース医療は保険年齢75歳まで、三大疾病保険は保険年齢70歳まで、総合医療サポートは保険年齢69歳まで、現職中の保障を退職後継続出来ます。

詳しい制度内容は次ページ以降へ

①はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。
商品の保障内容については、各商品のページをご確認ください。

商品の名称		商品の特長
 死亡 高度障害 配当金あり	 グループ保険<生命保険部分> 年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付 こども災害保障特約付団体定期保険【生命保険】	P.11 ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乗せして保障します。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
 傷 害 配当金なし	 グループ保険<普通傷害保険部分> 天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】	P.15 ◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
 入 院 術 配当金なし	 ベース医療 家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付 無配当団体医療保険【生命保険】	P.17 ◎病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。
 三大疾病等 配当金なし	 三大疾病保険 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、 代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	P.21 ◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約) ※特約の付加により保障内容が異なります。
 入 院 配当金あり	 総合医療サポート 生保部分 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】	P.27 <生保部分> ◎病気やケガによる入院を保障します。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
 三大疾病 等・介護 配当金なし	 損保部分 医療保険【損害保険】	<損保部分> ◎病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。 ◎三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗せして保障します。 ◎所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。
 長期休職 配当金なし	 長期療養収入補償保険 精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】	P.31 ◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
- 総合医療サポート<損保部分>のみのご加入はできません。総合医療サポート<生保部分>と同額にてご加入ください。
- 親介護(総合医療サポート<損保部分>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の総合医療サポート<損保部分>とセットで、配偶者の親は配偶者の総合医療サポート<損保部分>とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。

 保険金や給付金をお支払いできないことがありますが、特にご注意ください。

P.5  表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

ご加入いただける方		
 本 人	 配偶者	 こども
栃木県学校生活協同組合員(継続加入組合員を除く)で、15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)	15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}
[年齢は2020年2月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
栃木県学校生活協同組合員(継続加入組合員を除く)で、15歳6カ月を超え75歳6カ月までの方 ^{注●} ※グループ保険<生命保険部分>への加入が必要です。	15歳6カ月を超え70歳6カ月までの方 ^{注●}	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★・注●}
[年齢は2020年2月1日現在の満年齢です。]		
栃木県学校生活協同組合員(継続加入組合員を除く)で、15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ※グループ保険<生命保険部分>への加入が必要です。	15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ※本人のグループ保険<生命保険部分>への加入が必要です。	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆} ※本人のグループ保険<生命保険部分>への加入が必要です。
[年齢は2020年2月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
栃木県学校生活協同組合員(継続加入組合員を除く)で、15歳6カ月を超え64歳6カ月までの方 ※グループ保険<生命保険部分>への加入が必要です。	15歳6カ月を超え64歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
[年齢は2020年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
栃木県学校生活協同組合員(継続加入組合員を除く)で、15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ※グループ保険<生命保険部分>への加入が必要です。	15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}
[年齢は2020年2月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
栃木県学校生活協同組合員(継続加入組合員を除く)で、15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ※総合医療サポート<生保部分>への加入が必要です。	15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ※総合医療サポート<生保部分>への加入が必要です。	(ご加入いただけません)
[年齢は2020年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
栃木県学校生活協同組合員(継続加入組合員を除く)で、15歳から64歳6カ月までの方 ※グループ保険<生命保険部分>への加入が必要です。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
[年齢は2020年2月1日現在の満年齢です。]		

総合医療サポート<損保部分>	 本人・配偶者の親
親介護	本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、29歳6カ月を超え85歳6カ月までの方
[年齢は2020年2月1日現在の満年齢です。]	

 **ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。**
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 **P.6** 

◎見出しについて

本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。
制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに

本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要

重要です
必ずお読みください

グループ保険

<生命保険部分>
<普通傷害保険部分>

ベース医療

ポイントと、保障内容の説明

三大疾病保険

ポイントと、保障内容の説明

総合医療サポート

総合医療サポート

ポイントと、保障内容の説明

長期療養収入補償保険

ポイントと、保障内容の説明

ご注意いただきたいこと

お申し込みの際に、充分にご確認
いただきたい内容について

退職後の取扱いについて

ご請求の流れについて

② 注意喚起情報・契約概要

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

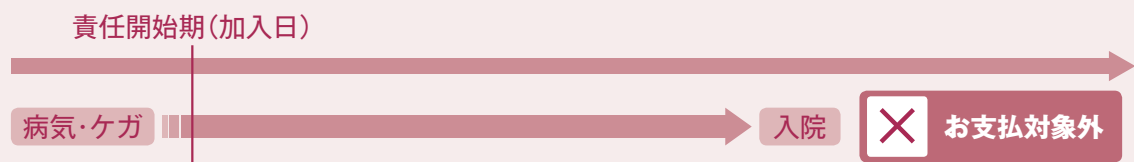
約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

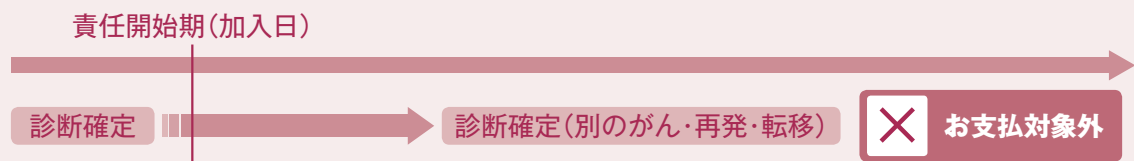
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.33

補償の重複について (損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.42

2 告知内容について



- ◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

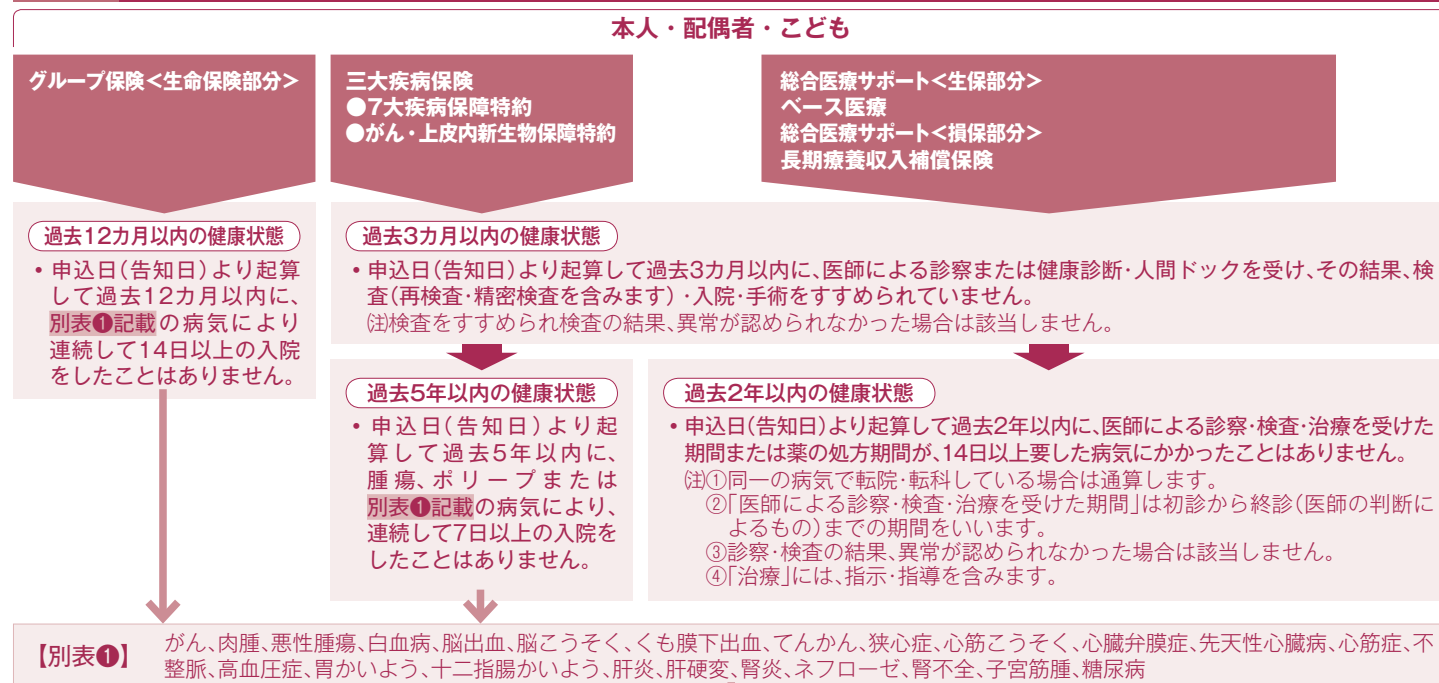
ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.3をご参照ください。

【グループ保険<生命保険部分>・総合医療サポート<生保部分>・ベース医療・総合医療サポート<損保部分>・三大疾病保険・長期療養収入補償保険】Step1・2へお進みください。
【グループ保険<普通傷害保険部分>】就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態・健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

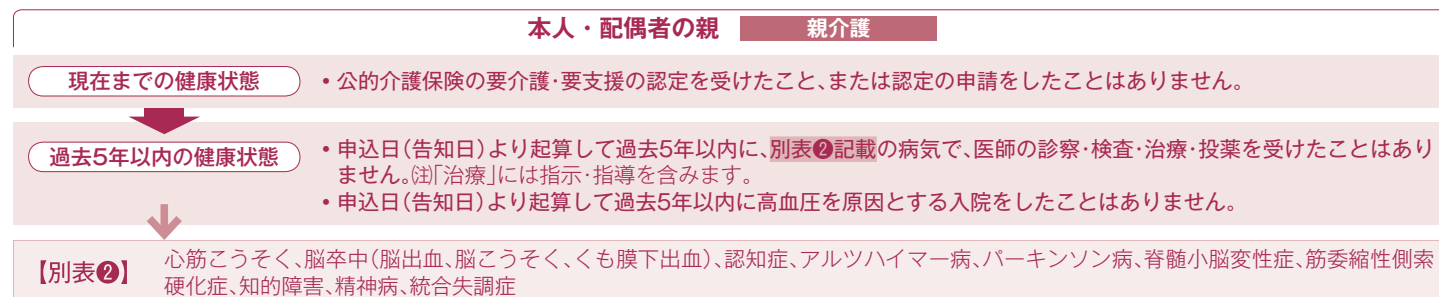
現在の就業状態	本人	現在の健康状態	配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]
・病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。		・医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。



三大疾病保険の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態	・申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。
-----------	--



<グループ保険<生命保険部分>・総合医療サポート<生保部分>・ベース医療・三大疾病保険の場合>

- ・企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<三大疾病保険の場合>

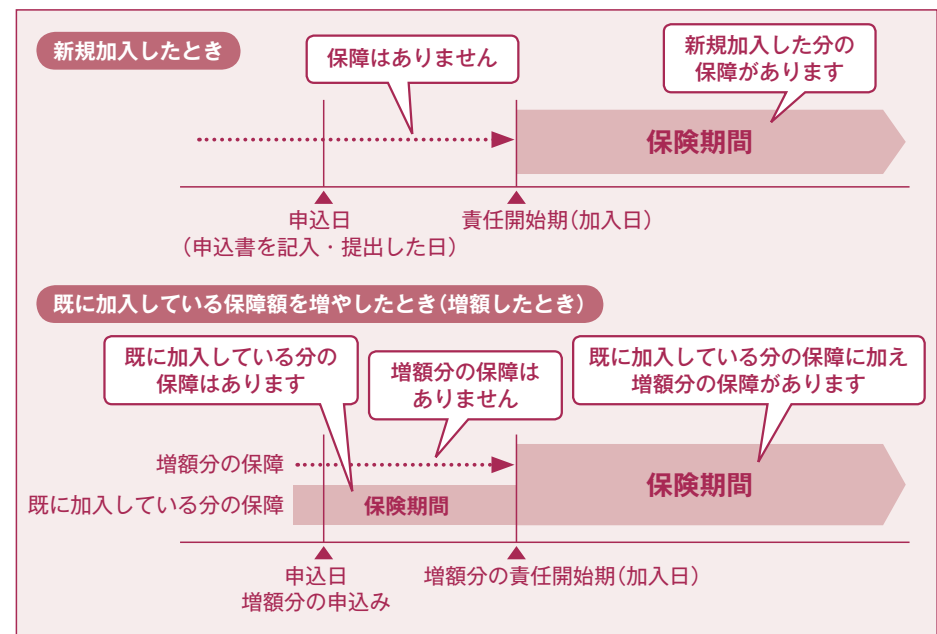
- ・引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点をご責任開始期（加入日）といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

＜グループ保険＜生命保険部分＞・総合医療サポート＜生保部分＞・ベース医療・三大疾病保険の場合＞
◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。



4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

- ◎お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）
この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
- ◎ご照会・ご相談窓口等
 - 指定紛争解決機関
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。
 - 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。
- ◎お問い合わせ先
上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.43**
- ◎告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.7**

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

- ◎主な保障内容
保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
- グループ保険＜生命保険部分＞ **P.11** グループ保険＜普通傷害保険部分＞ **P.15** ベース医療 **P.17** 三大疾病保険 **P.21**
- 総合医療サポート＜生保部分＞ **P.27** 総合医療サポート＜損保部分＞ **P.27** 長期療養収入補償保険 **P.31**
- ※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
- ◎保険料【控除方法】
毎月の給与から控除します。（初回は8月分から）

3 配当金

- ◎配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。）
- グループ保険＜生命保険部分＞ 総合医療サポート＜生保部分＞
- グループ保険＜生命保険部分＞・総合医療サポート＜生保部分＞は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

- 【グループ保険＜生命保険部分＞】
明治安田生命保険相互会社（事務幹事） 日本生命保険相互会社
太陽生命保険株式会社 第一生命保険株式会社 富国生命保険相互会社
- 上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等に変更されることがあります。
- 【総合医療サポート＜生保部分＞】【ベース医療】【三大疾病保険】
明治安田生命保険相互会社
- 【グループ保険＜普通傷害保険部分＞】【総合医療サポート＜損保部分＞】【長期療養収入補償保険】
明治安田損害保険株式会社

③ グループ保険

(生命保険部分+普通傷害保険部分)



保 障 内 容

(生命保険部分+普通傷害保険部分)

保険部分のコース名	申込コース	生 命 保 険 部 分								普通傷害保険部分		
		一時金受取時保険金額(年金原資)一般の死亡または高度障害 【死亡・高度障害保険金】	死亡給付期間年	年金の場合		不慮の事故を原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内の						
				一般の死亡または高度障害		死亡、特定感染症による死亡 【災害保険金】 (上乗せ給付)	高度障害 【障害給付金給付割合表第1級】 (上乗せ給付)	身体障害 (程度により) 【障害給付金給付割合表第2級～第6級】	5日以上の入院 (120日限度) 【入院給付金】	入院保険金 180日限度	通院保険金 90日限度	手術保険金 (状況により)
				初年度	年金総受取額							
				月額 約 万円	約 万円							
本人(Xコース)	Z	4,000	25	11.0	4,501	800	800	80～560	12,000	一日につき 5,000円	一日につき 3,000円	2.5万円・ 5万円
	Y	3,500	20	12.4	3,831	700	700	70～490	10,500			
	S	3,000	20	10.6	3,284	600	600	60～420	9,000			
	R	2,500	15	12.2	2,663	500	500	50～350	7,500			
	Q	2,000	15	9.7	2,130	400	400	40～280	6,000			
	D	1,500	10	11.4	1,556	300	300	30～210	4,500			
	B	1,000	10	7.6	1,037	200	200	20～140	3,000			
	A	500	5	7.9	505	100	100	10～ 70	1,500			
配偶者(Yコース)	800万円	800	一時金受取		160	160	16～112	2,400	一日につき 2,500円	一日につき 1,500円	1.25万円・ 2.5万円	
	400万円	400	一時金受取		80	80	8～ 56	1,200				
	200万円	200	一時金受取		40	40	4～ 28	600				
子ども(Zコース)	400万円	400	一時金受取のみ		200	200	20～140	3,000	一日につき 2,500円	一日につき 1,500円	1.25万円・ 2.5万円	
	160万円	160	一時金受取のみ		80	80	8～ 56	1,200				

※今回は「月払コース」のみのお取扱いです。(「月払&ボーナス払コース」の中途加入のお取扱いはしていません。)
・記載の年金額はバンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保障内容について
・記載の保障内容は、グループ保険<生命保険部分>とグループ保険<普通傷害保険部分>を組み合わせたものです。
・グループ保険<生命保険部分>とグループ保険<普通傷害保険部分>ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
・それぞれの保障内容の詳細は、11～16ページをご参照ください。

保険料について
・記載の保険料は、グループ保険<生命保険部分>とグループ保険<普通傷害保険部分>を合算したものです。
・それぞれの保険料の内訳は、11～16ページをご参照ください。
・記載の保険料は正規保険料です。なお、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
・普通傷害保険部分の保険料は、確定保険料です。

グループ保険は<生命保険部分>**P.11**と<普通傷害保険部分>**P.15**をセットしたものです。

<生命保険部分>、<普通傷害保険部分>の詳細は各ページをご参照ください。

<生命保険部分> 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を受け取ることができます。

<普通傷害保険部分> 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。

月 額 保 険 料

(生命保険部分+普通傷害保険部分)太枠は各年代のおすすめコースです。

保険部分のコース名	申込コース	一時金受取時保険金額(年金原資)一般の死亡または高度障害【死亡・高度障害保険金】 万円	性別	月払保険料 (円)							
				年齢【保険年齢】 (生年月日)							
				16～35歳 (1984.8.2～2004.8.1)	36～40歳 (1979.8.2～1984.8.1)	41～45歳 (1974.8.2～1979.8.1)	46～50歳 (1969.8.2～1974.8.1)	51～55歳 (1964.8.2～1969.8.1)	56～60歳 (1959.8.2～1964.8.1)	61～65歳 (1954.8.2～1959.8.1)	66～69歳 (1950.8.2～1954.8.1)
				16～35歳 (1984.8.2～2004.8.1)	36～40歳 (1979.8.2～1984.8.1)	41～45歳 (1974.8.2～1979.8.1)	46～50歳 (1969.8.2～1974.8.1)	51～55歳 (1964.8.2～1969.8.1)	56～60歳 (1959.8.2～1964.8.1)	61～65歳 (1954.8.2～1959.8.1)	66～69歳 (1950.8.2～1954.8.1)
本人(Xコース)	Z	4,000	男性	5,680 (4,840)	6,720 (5,880)	8,440 (7,600)	11,280 (10,440)	15,560 (14,720)	21,640 (20,800)	32,120 (31,280)	46,720 (45,880)
			女性	4,320 (3,480)	5,960 (5,120)	6,880 (6,040)	8,960 (8,120)	11,440 (10,600)	14,000 (13,160)	17,960 (17,120)	23,560 (22,720)
	Y	3,500	男性	5,075 (4,235)	5,985 (5,145)	7,490 (6,650)	9,975 (9,135)	13,720 (12,880)	19,040 (18,200)	28,210 (27,370)	40,985 (40,145)
			女性	3,885 (3,045)	5,320 (4,480)	6,125 (5,285)	7,945 (7,105)	10,115 (9,275)	12,355 (11,515)	15,820 (14,980)	20,720 (19,880)
	S	3,000	男性	4,470 (3,630)	5,250 (4,410)	6,540 (5,700)	8,670 (7,830)	11,880 (11,040)	16,440 (15,600)	24,300 (23,460)	35,250 (34,410)
			女性	3,450 (2,610)	4,680 (3,840)	5,370 (4,530)	6,930 (6,090)	8,790 (7,950)	10,710 (9,870)	13,680 (12,840)	17,880 (17,040)
	R	2,500	男性	3,865 (3,025)	4,515 (3,675)	5,590 (4,750)	7,365 (6,525)	10,040 (9,200)	13,840 (13,000)	20,390 (19,550)	29,515 (28,675)
			女性	3,015 (2,175)	4,040 (3,200)	4,615 (3,775)	5,915 (5,075)	7,465 (6,625)	9,065 (8,225)	11,540 (10,700)	15,040 (14,200)
	Q	2,000	男性	3,260 (2,420)	3,780 (2,940)	4,640 (3,800)	6,060 (5,220)	8,200 (7,360)	11,240 (10,400)	16,480 (15,640)	23,780 (22,940)
			女性	2,580 (1,740)	3,400 (2,560)	3,860 (3,020)	4,900 (4,060)	6,140 (5,300)	7,420 (6,580)	9,400 (8,560)	12,200 (11,360)
	D	1,500	男性	2,655 (1,815)	3,045 (2,205)	3,690 (2,850)	4,755 (3,915)	6,360 (5,520)	8,640 (7,800)	12,570 (11,730)	18,045 (17,205)
			女性	2,145 (1,305)	2,760 (1,920)	3,105 (2,265)	3,885 (3,045)	4,815 (3,975)	5,775 (4,935)	7,260 (6,420)	9,360 (8,520)
	B	1,000	男性	2,050 (1,210)	2,310 (1,470)	2,740 (1,900)	3,450 (2,610)	4,520 (3,680)	6,040 (5,200)	8,660 (7,820)	12,310 (11,470)
			女性	1,710 (870)	2,120 (1,280)	2,350 (1,510)	2,870 (2,030)	3,490 (2,650)	4,130 (3,290)	5,120 (4,280)	6,520 (5,680)
	A	500	男性	1,445 (605)	1,575 (735)	1,790 (950)	2,145 (1,305)	2,680 (1,840)	3,440 (2,600)	4,750 (3,910)	6,575 (5,735)
			女性	1,275 (435)	1,480 (640)	1,595 (755)	1,855 (1,015)	2,165 (1,325)	2,485 (1,645)	2,980 (2,140)	3,680 (2,840)
配偶者(Yコース)	800万円	800	男性	1,808 (968)	2,016 (1,176)	2,360 (1,520)	2,928 (2,088)	3,784 (2,944)	5,000 (4,160)	7,096 (6,256)	10,016 (9,176)
			女性	1,536 (696)	1,864 (1,024)	2,048 (1,208)	2,464 (1,624)	2,960 (2,120)	3,472 (2,632)	4,264 (3,424)	5,384 (4,544)
	400万円	400	男性	1,324 (484)	1,428 (588)	1,600 (760)	1,884 (1,044)	2,312 (1,472)	2,920 (2,080)	3,968 (3,128)	5,428 (4,588)
			女性	1,188 (348)	1,352 (512)	1,444 (604)	1,652 (812)	1,900 (1,060)	2,156 (1,316)	2,552 (1,712)	3,112 (2,272)
	200万円	200	男性	1,082 (242)	1,134 (294)	1,220 (380)	1,362 (522)	1,576 (736)	1,880 (1,040)	2,404 (1,564)	3,134 (2,294)
			女性	1,014 (174)	1,096 (256)	1,142 (302)	1,246 (406)	1,370 (530)	1,498 (658)	1,696 (856)	1,976 (1,136)
子ども(Zコース)	400万円	400		1,010 (580)	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳 (1997.8.2～2017.8.1)						
	160万円	160		662 (232)							

(注) 保険料には、普通傷害保険部分(1日目からの入院・通院および手術)の保険料(本人・配偶者840円・子ども430円)が含まれています。
・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2020年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
・記載の年齢以外の方の保険料については引受会社までお問い合わせください。
・()内は生命保険部分のみの保険料です。
・配偶者につきましては16歳から加入できます。

4

グループ保険<生命保険部分>

【保険期間】2020年8月1日(土)～2021年1月31日(日)

加入対象者

本人

配偶者

子ども

意向確認【ご加入前のご確認】

生命保険部分は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

●

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。

●

一時金でのお受け取りも可能です。

●

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。
(ただし今回は6カ月で収支計算します。)

本 人										
申込 コース	一般の死亡・高度障害					不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		
	年金原資 【死亡・高度 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約 万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害（程度により） 【障害給付金 (給付割合表第2級～ 第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
			初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終 年度 (約 万円)					
Z	4,000	25	11.0	15.0	18.9	4,501	800	800	560 ～ 80	12,000
Y	3,500	20	12.4	15.9	19.5	3,831	700	700	490 ～ 70	10,500
S	3,000	20	10.6	13.6	16.7	3,284	600	600	420 ～ 60	9,000
R	2,500	15	12.2	14.7	17.3	2,663	500	500	350 ～ 50	7,500
Q	2,000	15	9.7	11.8	13.8	2,130	400	400	280 ～ 40	6,000
D	1,500	10	11.4	12.9	14.5	1,556	300	300	210 ～ 30	4,500
B	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	200	200	140 ～ 20	3,000
A	500	5	7.9	8.4	8.8	505	100	100	70 ～ 10	1,500

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取扱いは協定書に定められています。

※今回は「月払コース」のみのお取り扱いです。(「月払&ボーナス払コース」の中途加入のお取扱いはしてありません。)

配偶者					
申込 金額 (万円)	一般の死亡・ 高度障害 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
		不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
800	800	160	160	112 ～ 16	2,400
400	400	80	80	56 ～ 8	1,200
200	200	40	40	28 ～ 4	600

こども					
申込 金額 (万円)	一般の死亡・ 高度障害 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
		不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
400	400	200	200	140 ～ 20	3,000
160	160	80	80	56 ～ 8	1,200

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

!

●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
●高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
●高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
①両眼の視力を全く永久に失ったもの
②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの[※]
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.34

グループ保険へ生命保険部分V

11

12

保険料

記載の保険料は正規保険料です。
なお、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎保険料

本 人									
申込 コース	性別	月払保険料（円）							
		年齢【保険年齢】（生年月日）							
		16 ～ 35 歳 (1984.8.2 ～ 2004.8.1)	36 ～ 40 歳 (1979.8.2 ～ 1984.8.1)	41 ～ 45 歳 (1974.8.2 ～ 1979.8.1)	46 ～ 50 歳 (1969.8.2 ～ 1974.8.1)	51 ～ 55 歳 (1964.8.2 ～ 1969.8.1)	56 ～ 60 歳 (1959.8.2 ～ 1964.8.1)	61 ～ 65 歳 (1954.8.2 ～ 1959.8.1)	66 ～ 69 歳 (1950.8.2 ～ 1954.8.1)
Z	男性	4,840	5,880	7,600	10,440	14,720	20,800	31,280	45,880
	女性	3,480	5,120	6,040	8,120	10,600	13,160	17,120	22,720
Y	男性	4,235	5,145	6,650	9,135	12,880	18,200	27,370	40,145
	女性	3,045	4,480	5,285	7,105	9,275	11,515	14,980	19,880
S	男性	3,630	4,410	5,700	7,830	11,040	15,600	23,460	34,410
	女性	2,610	3,840	4,530	6,090	7,950	9,870	12,840	17,040
R	男性	3,025	3,675	4,750	6,525	9,200	13,000	19,550	28,675
	女性	2,175	3,200	3,775	5,075	6,625	8,225	10,700	14,200
Q	男性	2,420	2,940	3,800	5,220	7,360	10,400	15,640	22,940
	女性	1,740	2,560	3,020	4,060	5,300	6,580	8,560	11,360
D	男性	1,815	2,205	2,850	3,915	5,520	7,800	11,730	17,205
	女性	1,305	1,920	2,265	3,045	3,975	4,935	6,420	8,520
B	男性	1,210	1,470	1,900	2,610	3,680	5,200	7,820	11,470
	女性	870	1,280	1,510	2,030	2,650	3,290	4,280	5,680
A	男性	605	735	950	1,305	1,840	2,600	3,910	5,735
	女性	435	640	755	1,015	1,325	1,645	2,140	2,840

配偶者									
申込 金額（万円）	性別	月払保険料（円）							
		年齢【保険年齢】（生年月日）							
		16 ～ 35 歳 (1984.8.2 ～ 2004.8.1)	36 ～ 40 歳 (1979.8.2 ～ 1984.8.1)	41 ～ 45 歳 (1974.8.2 ～ 1979.8.1)	46 ～ 50 歳 (1969.8.2 ～ 1974.8.1)	51 ～ 55 歳 (1964.8.2 ～ 1969.8.1)	56 ～ 60 歳 (1959.8.2 ～ 1964.8.1)	61 ～ 65 歳 (1954.8.2 ～ 1959.8.1)	66 ～ 69 歳 (1950.8.2 ～ 1954.8.1)
800	男性	968	1,176	1,520	2,088	2,944	4,160	6,256	9,176
	女性	696	1,024	1,208	1,624	2,120	2,632	3,424	4,544
400	男性	484	588	760	1,044	1,472	2,080	3,128	4,588
	女性	348	512	604	812	1,060	1,316	1,712	2,272
200	男性	242	294	380	522	736	1,040	1,564	2,294
	女性	174	256	302	406	530	658	856	1,136

こども		
申込金額（万円）	月払保険料（円）	
400	580	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3 ～ 22 歳（1997.8.2 ～ 2017.8.1）
160	232	

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
・記載の年齢以外の方の保険料については引受会社までお問い合わせください。

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

!

以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があって無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）
- 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

⑤ グループ保険＜普通傷害保険部分＞

【保険期間】2020年8月1日(土)～2021年1月31日(日)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)・保険料

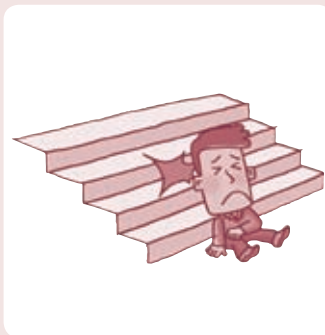
保険料は、確定保険料です。

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

補償概要・補償項目		本人	配偶者	子ども
		Xコース	Yコース	Zコース
傷害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 5,000円	日額 5,000円	日額 2,500円
	傷害により、所定の手術を受けたとき (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	2.5または 5万円	2.5または 5万円	1.25または 2.5万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 1,500円
月額保険料		840円	840円	430円

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.35

意向確認【ご加入前のご確認】

普通傷害保険部分は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体等の医療類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院・整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行います。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限りです。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限りです。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできない場合があります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.35

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・ 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・ 保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・ 保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 入院保険金、手術保険金、通院保険金について
 - ・ ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
 - ・ 山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
 - ・ 法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害

など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.33

「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)」とは

転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害(ケガ)」をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- 外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。

⑥ ベース医療

【保険期間】2020年8月1日(土)～2021年1月31日(日)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

● **病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。**

導入の背景

医療技術の進歩により、病気やケガへの治療方法も多様化してきています

● 外来手術

医療技術の進歩に伴い、外来での(入院を伴わない)手術によって治療ができる場合があります。

外来手術例	手術名 ^(注1)	費用 ^(注2)
白内障(片目)の外来手術	水晶体再建術 眼内レンズを挿入する場合 (縫着レンズを挿入するもの)	52,320 円 ^(注3)
大腸ポリープ等の切除術	内視鏡的大腸ポリープ・ 粘膜切除術 (長径2センチメートル以上)	21,000 円 ^(注3)
半月板損傷のための切除術	関節鏡下 半月板切除術	45,270 円 ^(注3)

(注1)記載手術は代表例であり、その他の選択も可能です。

(注2)自己負担3割の場合の平均費用となります。

(注3)該当の疾病を完治するために必要な金額とは異なります。

【出典】厚生労働省「診療報酬の算定方法(2018年8月現在)」に基づいて当社にて試算

● 放射線治療

がんの治療の中で、放射線は手術、抗がん剤とともに重要な役割を果たしており、部位により外来での(入院を伴わない)治療も可能なケースがあります。

【例】前立腺がんの治療モデル^(注)

治療方法：強度変調放射線治療(IMRT)

治療期間：6～8週(週4～5回程度 外来)

(注)治療方法や頻度については、部位や進行度などにより患者個人で異なります。

● 先進医療の普及

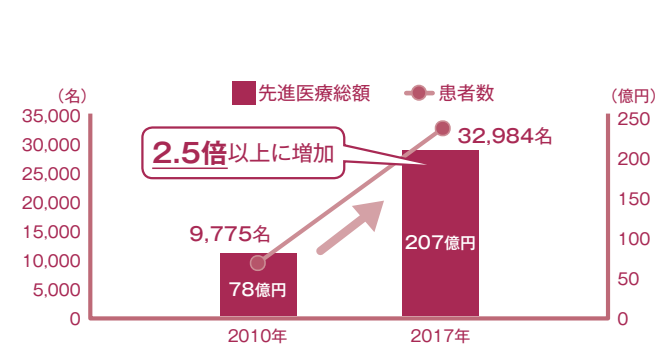
先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとの一定の施設基準を満たした医療機関で実施されます。

医療技術例	医療技術平均費用	適応症例
重粒子線治療	約 315 万円	乳腺・婦人科腫瘍

※重粒子線治療には一部保険導入になるものがあります。

※先進医療に該当する「医療技術」「適応症」「医療機関」は、随時見直しされますのでご注意ください。

【出典】厚生労働省「先進医療の各技術の概要(2018年8月現在)」



【出典】厚生労働省「第61回先進医療会議 平成29年度先進医療技術の実績報告等について」「第200回中央社会保険医療協議会 総会 平成22年実績報告」に基づき当社作成

環境変化に適応できる新しい保障としてベース医療を導入しました。

給付のイメージ

【支援給付金額5万円の場合】入院・治療の種類に応じた給付を行ないます

	支払事由	給付イメージ	通算限度
治療支援給付特約 (支援給付金額5万円の場合)	入院支援給付金	1日以上入院をしたとき 1入院につき5回を限度 5万円 … 5万円 … 5万円 … 5万円 … 5万円 入院1日目 31日目 61日目 91日目 121日目	36回
	外来手術給付金	入院を伴わない手術を受けたとき 5万円 ……………→ 60日の間に1回を限度	無制限
	外来放射線治療給付金	入院を伴わない放射線治療を受けたとき 5万円 ……………→ 60日の間に1回を限度	無制限
先進医療給付特約	先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき 先進医療の技術に係る費用と同額	2,000万円

※各給付金のお支払いに関するご注意はP37をご確認ください。

※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。

意向確認【ご加入前のご確認】

ベース医療は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容	本 人・配偶者	本 人・配偶者・子ども
	5 万円	2.5 万円
基本保障 病気・ケガで入院したとき (1 日以上入院で 1 回目、31 日目で 2 回目、以降 30 日ごとに 1 回) ＜治療支援給付特約＞ [入院支援給付金]	支援給付金額 5 万円	支援給付金額 2.5 万円
基本保障 「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計 2,000 点以上) ＜治療支援給付特約＞ [外来手術給付金]	手術 1 回につき 支援給付金額 5 万円	手術 1 回につき 支援給付金額 2.5 万円
基本保障 「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞ [外来放射線治療給付金]	放射線治療 1 回につき 支援給付金額 5 万円	放射線治療 1 回につき 支援給付金額 2.5 万円
基本保障 先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) ＜先進医療給付特約＞ [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。

●各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
		通算	
入院支援給付金	1入院について5回	36回	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)
外来手術給付金	手術の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	放射線治療の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	—	2,000万円	—

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.36

保険料

記載の保険料は正規保険料です。
なお、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎**月額保険料**【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5 万円	2.5 万円	5 万円	2.5 万円
16 ～ 20 歳 (1999.8.2 ～ 2004.8.1)	548 円	311 円	443 円	258 円
21 ～ 25 歳 (1994.8.2 ～ 1999.8.1)	478 円	276 円	628 円	351 円
26 ～ 30 歳 (1989.8.2 ～ 1994.8.1)	488 円	281 円	863 円	468 円
31 ～ 35 歳 (1984.8.2 ～ 1989.8.1)	523 円	298 円	968 円	521 円
36 ～ 40 歳 (1979.8.2 ～ 1984.8.1)	638 円	356 円	948 円	511 円
41 ～ 45 歳 (1974.8.2 ～ 1979.8.1)	783 円	428 円	928 円	501 円
46 ～ 50 歳 (1969.8.2 ～ 1974.8.1)	1,013 円	543 円	1,013 円	543 円
51 ～ 55 歳 (1964.8.2 ～ 1969.8.1)	1,313 円	693 円	1,143 円	608 円
56 ～ 60 歳 (1959.8.2 ～ 1964.8.1)	1,783 円	928 円	1,343 円	708 円
61 ～ 65 歳 (1954.8.2 ～ 1959.8.1)	2,398 円	1,236 円	1,663 円	868 円
66 ～ 69 歳 (1950.8.2 ～ 1954.8.1)	2,783 円	1,428 円	2,098 円	1,086 円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども
	基本保障
	2.5 万円
3 ～ 22 歳 (1997.8.2 ～ 2017.8.1)	368 円

つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。

 以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1 年経過後にも取り消しとなることがあります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき
 - 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について
 - ・契約者の故意または重大な過失
 - ・その被保険者の故意または重大な過失
 - ・その被保険者の犯罪行為
 - ・その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
 - ・戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

<入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

加入取扱いに関するご注意

 ●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

⑦ 三大疾病保険

【保険期間】2020年8月1日(土)～2021年7月31日(土)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- **死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。**
- **7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。**
- ※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	保障額	
		本 人・配偶者	
		300 万円	500 万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき	300 万円	500 万円
	【特定疾病保険金】（※1）		
	死亡・所定の高度障害状態のとき		
	【死亡・高度障害保険金】（※1）		
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態（※2）になったとき	150 万円	250 万円
	【7大疾病保険金】（※3）		
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	30 万円	50 万円
	【がん・上皮内新生物保険金】（※3）		

- ⚠（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- （※2）急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- （※3）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- ・この制度は、栃木県学校生活協同組合を契約者とし、2020年8月1日を契約当日とした集団扱の保険契約です。この制度にお申し込んだいた方は、2021年2月1日より、同一契約者で、同一の保障内容の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。（その際、今回お申し込んだいた契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。）なお、割引率の変更等により、保険料が変動する場合があります。

◎保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

保険金種類		お支払事由				
		死亡・高度障害	悪性新生物(がん) (※)	急性心筋梗塞	脳卒中	上皮内新生物
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円				
特約	7大疾病保険金		お支払事由のいずれかに該当で 250万円			
特約	がん・上皮内新生物保険金		← お支払事由のいずれかに該当で 50万円 →			
お支払事由ごとの保険金額合計		500万円	800万円	750万円	250万円	50万円

（※）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病保険は、悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき、もしくは所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保険金のお支払いに関するご注意

⚠ 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
7大疾病保険金 ^{※13}	●悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。

P.33

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ⚠ ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・500万円>

男性						
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	300万円			500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
16～20歳 (2000.2.2～2005.2.1)	534円	195円	39円	890円	325円	65円
21～25歳 (1995.2.2～2000.2.1)	687円	210円	39円	1,145円	350円	65円
26～30歳 (1990.2.2～1995.2.1)	702円	240円	42円	1,170円	400円	70円
31～35歳 (1985.2.2～1990.2.1)	849円	315円	48円	1,415円	525円	80円
36～40歳 (1980.2.2～1985.2.1)	1,122円	405円	60円	1,870円	675円	100円
41～45歳 (1975.2.2～1980.2.1)	1,524円	585円	90円	2,540円	975円	150円
46～50歳 (1970.2.2～1975.2.1)	2,493円	1,020円	141円	4,155円	1,700円	235円
51～55歳 (1965.2.2～1970.2.1)	4,086円	1,620円	216円	6,810円	2,700円	360円
56～60歳 (1960.2.2～1965.2.1)	6,354円	2,760円	372円	10,590円	4,600円	620円
61～64歳 (1956.2.2～1960.2.1)	9,861円	4,395円	681円	16,435円	7,325円	1,135円

女性						
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	300万円			500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
16～20歳 (2000.2.2～2005.2.1)	459円	195円	45円	765円	325円	75円
21～25歳 (1995.2.2～2000.2.1)	534円	225円	75円	890円	375円	125円
26～30歳 (1990.2.2～1995.2.1)	657円	300円	96円	1,095円	500円	160円
31～35歳 (1985.2.2～1990.2.1)	903円	435円	135円	1,505円	725円	225円
36～40歳 (1980.2.2～1985.2.1)	1,290円	660円	183円	2,150円	1,100円	305円
41～45歳 (1975.2.2～1980.2.1)	1,848円	1,095円	240円	3,080円	1,825円	400円
46～50歳 (1970.2.2～1975.2.1)	2,310円	1,425円	300円	3,850円	2,375円	500円
51～55歳 (1965.2.2～1970.2.1)	2,997円	1,815円	309円	4,995円	3,025円	515円
56～60歳 (1960.2.2～1965.2.1)	3,675円	2,415円	357円	6,125円	4,025円	595円
61～64歳 (1956.2.2～1960.2.1)	5,184円	2,865円	483円	8,640円	4,775円	805円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

三大疾病保険

年金の取扱いについて

- 1.年金の種類と型
 - 2.配当金
 - 3.年金受取人
 - 4.年金のお支払い
 - 5.年金払の対象となる保険金
- 年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。（定額型確定年金です）
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
 - 無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
 - ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たに「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

⑧ 総合医療サポート

保障の特長 医療の保障が充実しています！

■生保部分 ■病気・ケガによる継続して2日以上入院から給付をします。

更に『損保部分』に加入された場合…

- 七大疾病（三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）＋糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病）で入院の場合には、**入院初日から最長365日まで**給付します。（**三大疾病の場合は支払日数無制限**に給付します。）
- 七大疾病**で入院した場合、入院初日から**124日まで**は生保部分と合算で入院保険金日額の**倍額**を給付します。
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。
- オプションに加入されると本人または配偶者の親が所定の要介護状態に該当した場合に一時金を給付します。

給付例（入院給付金・保険金日額5,000円コースの場合）

■生保部分に加入の場合

入院	病気・ケガによる継続して2日以上入院 【生保部分】	1日目	1日につき 5,000円 を給付 (入院給付金日額×入院日数)	124日目
----	------------------------------	-----	---	-------

■生保部分＋損保部分に加入の場合

入院	七大疾病で入院 (三大疾病・糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病 入院保険金)【損保部分】	1日につき 5,000円 を上乗せ給付(365日限度) (入院保険金日額×入院日数)	三大疾病は支払日数無制限
	病気・ケガで継続して2日以上入院【生保部分】	1日目 1日につき 5,000円 を給付 (入院給付金日額×入院日数)	365日目 ※125日目以降は損保部分のみ5,000円の給付となります。
手術	七大疾病で所定の手術 (三大疾病・糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病 手術保険金)【損保部分】	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円 を上乗せ給付 (手術基準日額×10・20・40倍)	
	疾病・傷害で所定の手術 (疾病・傷害 手術保険金)【損保部分】	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円 を給付 (手術基準日額×10・20・40倍)	
介護	所定の要介護状態になったとき 【損保部分】	介護保険金 100万円 (1回限度)	

■さらに女性の方は…

入院	女性疾病による入院(女性疾病入院保険金)	1日につき 5,000円 を上乗せ給付(365日限度) (入院保険金日額×入院日数)	
手術	所定の手術(女性疾病手術保険金) 【損保部分】	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円 を上乗せ給付 (手術基準日額×10・20・40倍)	365日目
手術	女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき(女性疾病手術保険金) 【損保部分】	手術の種類に応じて 10万円・20万円 を給付 (手術基準日額×20・40倍)	
七 大 疾 病			
三大疾病 (がん(上皮内がんを含みます。)(脳卒中) (急性心筋梗塞) + 糖尿病 (高血圧性疾患) (腎臓病) (肝臓病)			
女 性 疾 病			
(子宮筋腫) (子宮がん) (乳がん) (分娩の合併症) など ※ただし、上皮内がんは含みません。			
所定の形成術等			
(植皮術) (足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)) (乳房切除術(生検を除く)) (瘢痕形成術(非観血手術を除く))			

オプション ●親が所定の要介護状態になったときにも一時金を給付します。 親 介 護 保 険 金 100万円・200万円・300万円（1回限度）

【生保部分】	※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。 ※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
【損保部分】	※三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）入院保険金のお支払日数の限度はありません。 ※糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。 ※手術保険金のお支払限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。 ※介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。 ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。 【お取扱いできない事項の例】 ●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等) ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

上記は生保部分(医療保障保険)と損保部分(医療保険)をセットにしたものです。
生保部分と損保部分では、お支払対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細は27～30ページをご確認ください。

総合医療サポートの保障内容と保険料

保障内容

損保部分は生保部分と同日額で加入してください。(損保部分、オプションのみの加入はできません)

【生保部分】

加入対象区分	入院給付金	
	病気・ケガで継続して2日以上入院のとき	
本 人	日 額	3,000円
	日 額	5,000円
	日 額	8,000円
	日 額	10,000円
配 偶 者	日 額	3,000円
	日 額	5,000円
こ ども	日 額	3,000円
	日 額	5,000円

【損保部分】(オプション)

入院保険金		手術保険金				介護保険金
七大疾病・女性疾病 [※] で入院したとき1入院365日分、通算700日分限度(三大疾病は支払日数無制限)		七大疾病で所定の手術を受けたとき	七大疾病以外の疾病・傷害で所定の手術を受けたとき	女性疾病で所定の手術を受けたとき [※]	女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき	所定の要介護状態になったとき
本 人	日 額	3,000円	手術の種類に応じて6・12・24万円	手術の種類に応じて3・6・12万円	手術の種類に応じて+3・+6・+12万円	手術の種類に応じて6・12万円
	日 額	5,000円	手術の種類に応じて10・20・40万円	手術の種類に応じて5・10・20万円	手術の種類に応じて+5・+10・+20万円	手術の種類に応じて10・20万円
	日 額	8,000円	手術の種類に応じて16・32・64万円	手術の種類に応じて8・16・32万円	手術の種類に応じて+8・+16・+32万円	手術の種類に応じて16・32万円
	日 額	10,000円	手術の種類に応じて20・40・80万円	手術の種類に応じて10・20・40万円	手術の種類に応じて+10・+20・+40万円	手術の種類に応じて20・40万円
配 偶 者	日 額	3,000円	手術の種類に応じて6・12・24万円	手術の種類に応じて3・6・12万円	手術の種類に応じて+3・+6・+12万円	手術の種類に応じて6・12万円
	日 額	5,000円	手術の種類に応じて10・20・40万円	手術の種類に応じて5・10・20万円	手術の種類に応じて+5・+10・+20万円	手術の種類に応じて10・20万円
※は女性の場合						

【親介護】(オプション)

親介護保険金	
本人、配偶者の親が所定の要介護状態になったとき	100万円・200万円・300万円 (1回限度)

(注)こどもの保障は【生保部分】のみとなります。

月額保険料

年齢 【保険年齢】	合計（生保部分＋損保部分）								生保部分				損保部分							
	本 人・配偶者				本 人				本人・配偶者		本 人		本 人・配偶者				本 人			
	入院給付金・保険金日額								入院給付金				入院保険金日額							
	3,000 円		5,000 円		8,000 円		10,000 円		3,000 円	5,000 円	8,000 円	10,000 円	3,000 円		5,000 円		8,000 円		10,000 円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性					男性 (3)	女性 (3W)	男性 (5)	女性 (5W)	男性 (8)	女性 (8W)	男性 (10)	女性 (1W)
16～20 歳	939	1,099	1,535	1,805	2,414	2,844	3,020	3,560	639	1,065	1,704	2,130	300	460	470	740	710	1,140	890	1,430
21～25 歳	1,108	1,288	1,810	2,120	2,868	3,358	3,590	4,190	798	1,330	2,128	2,660	310	490	480	790	740	1,230	930	1,530
26～30 歳	1,243	1,503	2,035	2,475	3,228	3,938	4,040	4,920	903	1,505	2,408	3,010	340	600	530	970	820	1,530	1,030	1,910
31～35 歳	1,279	1,509	2,125	2,505	3,384	3,994	4,220	4,980	939	1,565	2,504	3,130	340	570	560	940	880	1,490	1,090	1,850
36～40 歳	1,304	1,544	2,160	2,570	3,434	4,084	4,290	5,100	954	1,590	2,544	3,180	350	590	570	980	890	1,540	1,110	1,920
41～45 歳	1,429	1,729	2,365	2,875	3,764	4,574	4,710	5,710	1,059	1,765	2,824	3,530	370	670	600	1,110	940	1,750	1,180	2,180
46～50 歳	1,682	2,052	2,780	3,410	4,432	5,432	5,530	6,780	1,242	2,070	3,312	4,140	440	810	710	1,340	1,120	2,120	1,390	2,640
51～55 歳	2,311	2,741	3,795	4,515	6,006	7,156	7,490	8,920	1,581	2,635	4,216	5,270	730	1,160	1,160	1,880	1,790	2,940	2,220	3,650
56～60 歳	3,129	3,609	5,145	5,955	8,114	9,414	10,130	11,750	2,049	3,415	5,464	6,830	1,080	1,560	1,730	2,540	2,650	3,950	3,300	4,920
61～65 歳	4,468	4,968	7,290	8,130	11,468	12,808	14,280	15,950	2,808	4,680	7,488	9,360	1,660	2,160	2,610	3,450	3,980	5,320	4,920	6,590
66～69 歳	6,433	6,943	10,365	11,215	16,228	17,588	20,130	21,830	3,963	6,605	10,568	13,210	2,470	2,980	3,760	4,610	5,660	7,020	6,920	8,620

【生保部分】

年齢【保険年齢】	こども	
	3,000 円	5,000 円
3～22歳	657 円	1,095 円

【損保部分】

親介護											
親の年齢 【保険年齢】	30～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～75歳	76～80歳	81～85歳
100万円 Pコース	10 円	10 円	10 円	30 円	60 円	130 円	280 円	570 円	1,220 円	2,600 円	5,530 円
200万円 P2コース	10 円	10 円	30 円	60 円	120 円	260 円	560 円	1,150 円	2,440 円	5,200 円	11,050 円
300万円 P3コース	10 円	10 円	40 円	90 円	190 円	390 円	830 円	1,720 円	3,660 円	7,790 円	16,580 円

※保険料は毎月の給与から控除します。(初回は8月分から)

※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2020年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※生保部分保険料について／記載の保険料は正規保険料です。

※損保部分保険料について／記載の保険料は、確定保険料です。

※生保部分の病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※生保部分の入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

親介護の保険料は親一人当たりの保険料です。それぞれの親の保険年齢により決定します。(最高85歳まで)

保障内容等(契約概要部分)

生保部分

● この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。

● 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

(ただし今回は6カ月で収支計算します。)

加入対象者



損保部分

● 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。

● 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。

● 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

生保部分は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

損保部分は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

生保部分

保障内容	本 人・配偶者・子ども		本 人	
	3,000 円	5,000 円	8,000 円	10,000 円
病気やケガで、 継続して2日以上入院したとき 〔入院給付金〕	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数	日額 8,000 円 ×入院日数	日額 10,000 円 ×入院日数

損保部分

保障内容	本 人・配偶者		本 人	
	3,000 円 3・3W コース	5,000 円 5・5W コース	8,000 円 8・8W コース	10,000 円 10・1W コース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき 〔三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金〕	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数	日額 8,000 円 ×入院日数	日額 10,000 円 ×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき 〔疾病・傷害手術保険金〕	手術の種類に応じて 3・6・12 万円	手術の種類に応じて 5・10・20 万円	手術の種類に応じて 8・16・32 万円	手術の種類に応じて 10・20・40 万円
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき 〔三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金〕	手術の種類に応じて 3・6・12 万円	手術の種類に応じて 5・10・20 万円	手術の種類に応じて 8・16・32 万円	手術の種類に応じて 10・20・40 万円
所定の要介護状態になったとき 〔介護保険金〕	100 万円 (1 回を限度)	100 万円 (1 回を限度)	100 万円 (1 回を限度)	100 万円 (1 回を限度)

女性のみ	保障内容	3W コース	5W コース	8W コース	1W コース
	女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき 〔女性疾病入院保険金〕	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数	日額 8,000 円 ×入院日数	日額 10,000 円 ×入院日数
	女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき 〔女性疾病手術保険金〕	手術の種類に応じて 3・6・12 万円	手術の種類に応じて 5・10・20 万円	手術の種類に応じて 8・16・32 万円	手術の種類に応じて 10・20・40 万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき 〔女性疾病手術保険金〕	手術の種類に応じて 6・12 万円	手術の種類に応じて 10・20 万円	手術の種類に応じて 16・32 万円	手術の種類に応じて 20・40 万円

親介護をセットすることができます。

親介護	保障内容	P コース	P2 コース	P3 コース
	親が所定の要介護状態になったとき 〔親介護保険金〕	親介護保険金額 100 万円 (1 回を限度)	親介護保険金額 200 万円 (1 回を限度)	親介護保険金額 300 万円 (1 回を限度)

- ・糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
- ・三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
- ・手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
- ・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

◎お支払対象となる疾病は、つぎの通りです。

三大疾病：がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中

所定の生活習慣病：糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病

女性疾病：子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

お支払対象となる疾病、要介護状態等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.39

保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

生保部分

◎月額保険料

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		本 人	
	3,000 円	5,000 円	8,000 円	10,000 円
16 ～ 20 歳 (1999.8.2 ～ 2004.8.1)	639 円	1,065 円	1,704 円	2,130 円
21 ～ 25 歳 (1994.8.2 ～ 1999.8.1)	798 円	1,330 円	2,128 円	2,660 円
26 ～ 30 歳 (1989.8.2 ～ 1994.8.1)	903 円	1,505 円	2,408 円	3,010 円
31 ～ 35 歳 (1984.8.2 ～ 1989.8.1)	939 円	1,565 円	2,504 円	3,130 円
36 ～ 40 歳 (1979.8.2 ～ 1984.8.1)	954 円	1,590 円	2,544 円	3,180 円
41 ～ 45 歳 (1974.8.2 ～ 1979.8.1)	1,059 円	1,765 円	2,824 円	3,530 円
46 ～ 50 歳 (1969.8.2 ～ 1974.8.1)	1,242 円	2,070 円	3,312 円	4,140 円
51 ～ 55 歳 (1964.8.2 ～ 1969.8.1)	1,581 円	2,635 円	4,216 円	5,270 円
56 ～ 60 歳 (1959.8.2 ～ 1964.8.1)	2,049 円	3,415 円	5,464 円	6,830 円
61 ～ 65 歳 (1954.8.2 ～ 1959.8.1)	2,808 円	4,680 円	7,488 円	9,360 円
66 ～ 69 歳 (1950.8.2 ～ 1954.8.1)	3,963 円	6,605 円	10,568 円	13,210 円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	3,000 円	5,000 円
3 ～ 22 歳 (1997.8.2 ～ 2017.8.1)	657 円	1,095 円

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

記載の保険料は正規保険料です。
なお、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

損保部分

◎月額保険料 <入院保険金日額・手術基準日額：3,000円・5,000円・8,000円・10,000円、介護保険金額：全コース一律100万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	男性				女性			
	本 人・配偶者		本 人		本 人・配偶者		本 人	
	3,000 円 3 コース	5,000 円 5 コース	8,000 円 8 コース	10,000 円 10 コース	3,000 円 3W コース	5,000 円 5W コース	8,000 円 8W コース	10,000 円 1W コース
16 ～ 20 歳 (1999.8.2 ～ 2004.8.1)	300 円	470 円	710 円	890 円	460 円	740 円	1,140 円	1,430 円
21 ～ 25 歳 (1994.8.2 ～ 1999.8.1)	310 円	480 円	740 円	930 円	490 円	790 円	1,230 円	1,530 円
26 ～ 30 歳 (1989.8.2 ～ 1994.8.1)	340 円	530 円	820 円	1,030 円	600 円	970 円	1,530 円	1,910 円
31 ～ 35 歳 (1984.8.2 ～ 1989.8.1)	340 円	560 円	880 円	1,090 円	570 円	940 円	1,490 円	1,850 円
36 ～ 40 歳 (1979.8.2 ～ 1984.8.1)	350 円	570 円	890 円	1,110 円	590 円	980 円	1,540 円	1,920 円
41 ～ 45 歳 (1974.8.2 ～ 1979.8.1)	370 円	600 円	940 円	1,180 円	670 円	1,110 円	1,750 円	2,180 円
46 ～ 50 歳 (1969.8.2 ～ 1974.8.1)	440 円	710 円	1,120 円	1,390 円	810 円	1,340 円	2,120 円	2,640 円
51 ～ 55 歳 (1964.8.2 ～ 1969.8.1)	730 円	1,160 円	1,790 円	2,220 円	1,160 円	1,880 円	2,940 円	3,650 円
56 ～ 60 歳 (1959.8.2 ～ 1964.8.1)	1,080 円	1,730 円	2,650 円	3,300 円	1,560 円	2,540 円	3,950 円	4,920 円
61 ～ 65 歳 (1954.8.2 ～ 1959.8.1)	1,660 円	2,610 円	3,980 円	4,920 円	2,160 円	3,450 円	5,320 円	6,590 円
66 ～ 69 歳 (1950.8.2 ～ 1954.8.1)	2,470 円	3,760 円	5,660 円	6,920 円	2,980 円	4,610 円	7,020 円	8,620 円

親介護		<親介護保険金額：100万円・200万円・300万円>									
親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	30 ～ 35 歳 (1984.8.2 ～ 1990.8.1)	36 ～ 40 歳 (1979.8.2 ～ 1984.8.1)	41 ～ 45 歳 (1974.8.2 ～ 1979.8.1)	46 ～ 50 歳 (1969.8.2 ～ 1974.8.1)	51 ～ 55 歳 (1964.8.2 ～ 1969.8.1)	56 ～ 60 歳 (1959.8.2 ～ 1964.8.1)	61 ～ 65 歳 (1954.8.2 ～ 1959.8.1)	66 ～ 70 歳 (1949.8.2 ～ 1954.8.1)	71 ～ 75 歳 (1944.8.2 ～ 1949.8.1)	76 ～ 80 歳 (1939.8.2 ～ 1944.8.1)	81 ～ 85 歳 (1934.8.2 ～ 1939.8.1)
100 万円 P コース	10 円	10 円	10 円	30 円	60 円	130 円	280 円	570 円	1,220 円	2,600 円	5,530 円
200 万円 P2 コース	10 円	10 円	30 円	60 円	120 円	260 円	560 円	1,150 円	2,440 円	5,200 円	11,050 円
300 万円 P3 コース	10 円	10 円	40 円	90 円	190 円	390 円	830 円	1,720 円	3,660 円	7,790 円	16,580 円

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

生保部分



入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。
※ただし、この保険の加入日から2年経過した後に入院を開始した場合は、加入日前の原因による場合でもお支払いします。
- 同一の原因により、継続して2日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。
ただし、1回の入院では124日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。
※本人について、通算支払日数限度である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。
なお、お支払事由に該当する入院中に保険が満了となった場合、満了後のその入院は保険期間中の入院とみなし、お支払いの対象となります。
- 給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.36

損保部分



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金の支払事由に該当したときに保険金をお支払いします。
- 保険期間満了後の入院・手術等は保険金支払の対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等は保険金支払の対象となりません^(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
^(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 手術保険金は、所定の手術を受けた場合に保険金支払の対象となります。骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術など、手術保険金の支払対象にならない手術があります。
- 同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 介護保険金・親介護保険金は、公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合にお支払いします。
- 支払保険金額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、疾病・傷害が発生した時の支払条件で算出した額と、入院や手術等をした時の支払条件で算出した額のいずれか低い金額となります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 年額保険料の払込みを完了する前に、引受損害保険会社が介護・親介護保険金をお支払いすべき場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできない場合があります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.39

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくはは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき

生保部分

- 入院給付金について
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

損保部分

- 入院保険金、手術保険金について(三大疾病入院保険金・三大疾病手術保険金を除きます。)
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- 介護保険金について
 - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 親介護保険金について
 - ・被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

⑩ 長期療養収入補償保険

【保険期間】2020年8月1日(土)～2021年1月31日(日)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償保険は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

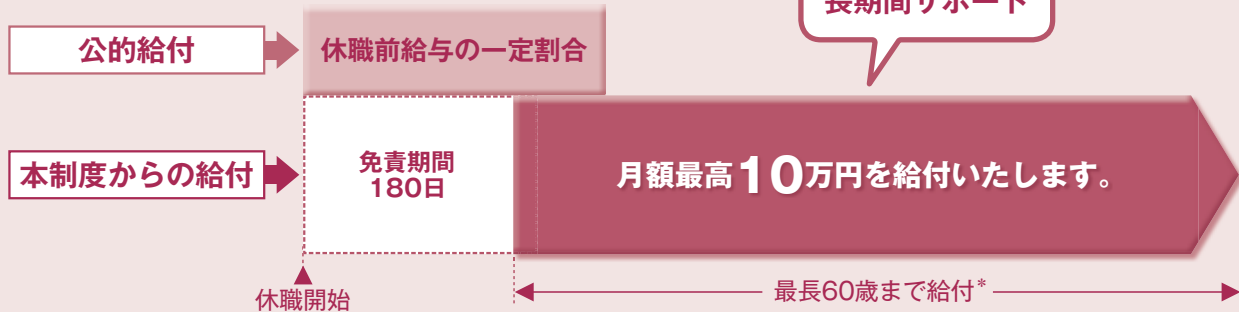
保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、確定保険料です。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ 保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合



* 55～64歳の方は3年が限度です。

* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

◎月額保険料

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 5万円 (1コース)	保険金月額 10万円 (2コース)	保険金月額 5万円 (1コース)	保険金月額 10万円 (2コース)
15～24歳 (1995.2.2～2005.2.1)	180日	60歳	397円	793円	265円	529円
25～29歳 (1990.2.2～1995.2.1)			410円	819円	341円	681円
30～34歳 (1985.2.2～1990.2.1)			442円	884円	451円	902円
35～39歳 (1980.2.2～1985.2.1)			529円	1,058円	643円	1,287円
40～44歳 (1975.2.2～1980.2.1)			762円	1,524円	995円	1,990円
45～49歳 (1970.2.2～1975.2.1)			1,035円	2,069円	1,330円	2,661円
50～54歳 (1965.2.2～1970.2.1)	3年	3年	1,254円	2,509円	1,486円	2,973円
55～59歳 (1960.2.2～1965.2.1)			1,175円	2,350円	1,236円	2,473円
60～64歳 (1955.8.2～1960.2.1)			1,996円	3,992円	1,873円	3,746円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.41

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払の対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできない場合があります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.41

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- 精神病的障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
- 脱退後に開始した就業障害

など

※この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F04～F09、F20～F51、F53、F59～F63、F68～F69、F84～F89、F91～F92、F95

(例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

11 ご注意ください



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	33
保険金・給付金をお支払いできない場合について	33
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	34
グループ保険<生命保険部分>	34
グループ保険<普通傷害保険部分>	35
総合医療サポート<生保部分>	36
ベース医療	36
総合医療サポート<損保部分>	39
三大疾病保険	40
長期療養収入補償保険	41
その他	42

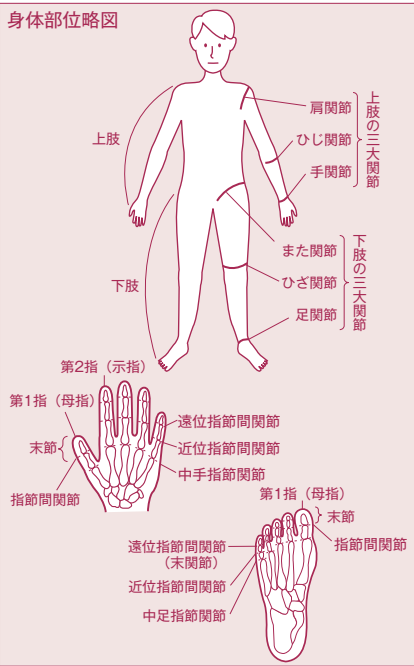
高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

グループ保険<生命保険部分>・三大疾病保険

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣装着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)
(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはしゃくの障害
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
(2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

グループ保険<生命保険部分>・グループ保険<普通傷害保険部分>・総合医療サポート<生保部分>・ベース医療・総合医療サポート<損保部分>・三大疾病保険・長期療養収入補償保険

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由^①に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなりますことがあります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注長期療養収入補償保険を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

グループ保険<生命保険部分>

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
災害保険金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日以後に発病した特定感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額
障害給付金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当した場合	障害給付金額 (身体障害の程度に応じて、災害保険金額の100%~10%)
入院給付金	この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に入院を開始した場合 (災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。)	入院給付金日額×入院日数 (同一の不慮の事故による保険期間中の入院日数が5日以上となった入院であること)

【災害保険金】(災害保障特約について) 給付割合表

等級	身体障害の程度	給付割合
第1級	高度障害条項(7項目)と同じ	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

身体障害の程度とは

※高度障害状態の身体障害の程度については「高度障害状態について」をご覧ください。

1. 日常生活動作が著しく制限されるもの
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣装着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、言語構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (2)「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

- (1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
- (2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- (3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (2)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3)「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

- (1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害保険金 障害給付金 入院給付金	●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

グループ保険<普通傷害保険部分>

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けたとき *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。) ^し 医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法という医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体等の医療類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行います。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位[※]を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
- ※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。)
3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。)

- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・拔牙手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害
	など

総合医療サポート<生保部分>

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。

- 【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。
- 【転入院または再入院された場合】
- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- 【2回以上入院された場合】
- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
- ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
- ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

ベース医療

給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。

ご注意ください

外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。
- 【入院支援給付金について】
- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
 - 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
 - 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
 - 入院支援給付金がお支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはありません。
 - 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
 - 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 先進医療の技術に係る費用には、次の費用などは含みません。
 - ・診察・投薬・入院等、公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3全てに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

別表1 入院
1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物
1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。 (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類―腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分 類 項 目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00―C14
消化器の悪性新生物	C15―C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30―C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40―C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43―C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45―C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51―C58
男性生殖器の悪性新生物	C60―C63
腎尿路の悪性新生物	C64―C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69―C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73―C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76―C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81―C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00―D09
性状不詳または不明の新生物①	D37―D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50―D89

備考

①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髓異形成症候群(D46)、慢性骨髓増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。

②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中重度異形成
(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

別表3 公的医療保険制度
「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 1. 健康保険法 2. 国民健康保険法 3. 国家公務員共済組合法 4. 地方公務員等共済組合法 5. 私立学校教職員共済法 6. 船員保険法 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療
「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

総合医療サポート＜損保部分＞		
保険金・給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ＊1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 ＊お支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	介護保険金額 ＊1回を限度とします。
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払の対象となりません注。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いします。注したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 年額保険料の払込みを完了する前に、引受損害保険会社が介護・親介護保険金をお支払いすべき場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。

- 三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

- 糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

- 腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

- 女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物	
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形

妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

- 女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

- 介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ハ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りです。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。

三大疾病保険

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
---------	---

長期療養収入補償保険	
保険金・給付金のお支払いについて	
項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(181日目)	満60歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなして保険金をお支払いします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - その身体障害の治療のため、入院していること
 - イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - イ)イ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。
また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
なお、所得喪失率は、

$$1-\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。

なお、病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

＊初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- 被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

＊他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払の対象となりません注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いします。
注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。	
項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD－10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F04～F09、F20～F51、F53、F59～F63、F68～F69、F84～F89、F91～F92、F95
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

その他

補償の重複について

長期療養収入補償保険

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について
三大疾病保険
リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

ベース医療
●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情注があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。 注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。 ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)
●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
＊給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
＊給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

三大疾病保険
●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。 注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。 ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
＊保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
＊保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

グループ保険＜普通傷害保険部分＞・総合医療サポート＜損保部分＞・長期療養収入補償保険
ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について
グループ保険＜生命保険部分＞・総合医療サポート＜生保部分＞・ベース医療・三大疾病保険
保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
グループ保険＜普通傷害保険部分＞・総合医療サポート＜損保部分＞・長期療養収入補償保険
保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日注からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできない場合があります。
注下線部分について
【グループ保険＜普通傷害保険部分＞】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」
【長期療養収入補償保険】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」となります。

社員権について
相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について
総合医療サポート＜損保部分＞・長期療養収入補償保険 告知の大切さについて、ご確認ください。 ●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。 ●ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。 ●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時 [※] からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時 [※] から1年を経過していても、保険期間開始時 [※] からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。 ※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。 ●ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。 ●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。場合があり。ます。 ●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするをを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。 ●新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。 ●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120－661－320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

保険契約の解除について
グループ保険＜普通傷害保険部分＞・総合医療サポート＜損保部分＞・長期療養収入補償保険 【重大事由による解除について】 保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 【被保険者による保険契約の解除請求について】 被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について
グループ保険＜生命保険部分＞・総合医療サポート＜生保部分＞・ベース医療・三大疾病保険 【ご照会・ご相談窓口】 ●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。 ●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。 ●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」） ●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社と連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

グループ保険＜普通傷害保険部分＞・総合医療サポート＜損保部分＞・長期療養収入補償保険 【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。 【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】 損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。 明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室 0120－255－400（フリーダイヤル（無料）） 受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。） 【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）】 引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター 0570－022808（ナビダイヤル（有料）） 受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 （http://www.sonpo.or.jp/）

保護機構について
●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「http://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。 【グループ保険＜普通傷害保険部分＞】 ●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。 【総合医療サポート＜損保部分＞・長期療養収入補償保険】 ●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店
グループ保険＜普通傷害保険部分＞・総合医療サポート＜損保部分＞・長期療養収入補償保険 栃木県学校生活協同組合　　　　　　　　　電話番号：028-652-3324 株式会社　栃木県教育サービス　　　　　電話番号：028-652-8181 明治安田生命保険相互会社　　　　　　　電話番号：03-5289-7587

12 退職後の取扱いについて

- 保険期間は6カ月間(2020年8月1日～2021年1月31日)で、以後毎年1年ごとに自動更新となります。三大疾病保険の保険期間は1年間(2020年8月1日～2021年7月31日)で以後毎年更新します。
- 変更・脱退の申込みがない場合は、継続扱いとなります。ただし、年度更新時に加入資格年齢範囲を超えた場合は継続できません。また、更新日時点で保険年齢に応じた保険料となります。

	制度名		今回 取扱い	退職後の取扱い ※退職後、継続・加入する為には、ご退職前に別途手続き が必要です。	退職後制度の特長 ※保障内容・保険料等の詳細については、パンフレットを 確認してください。
長期給付補完制度	グループ保険 [△] 生命保険部分 [▽]	月額給付	○	継続	退職後75歳まで継続できます。
		ボーナス給付	×		
	グループ保険Plus ※グループ保険とセットで加入 ください。		×	継続	70歳まで継続できます。 (グループ保険とセット加入が条件です。)
短期給付補完制度	グループ保険 ＜普通傷害保険部分＞ ※グループ保険＜生命保険部分＞ とセットで加入ください。		○	継続	退職後75歳まで継続できます。 (グループ保険＜生命保険部分＞とセット加入が条件です。)
	ベース医療 ※グループ保険とセットで加入 ください。		○	継続	退職後75歳まで継続できます。 (グループ保険とセット加入が条件です。)
	三大疾病保険 ※グループ保険とセットで加入 ください。		○	継続	退職後70歳まで継続できます。 (グループ保険とセット加入が条件です。)
	三大疾病時 所得補償保険 ※三大疾病保険とセットでご加入 になれます。		×		退職後の取扱いはございません。
	総合医療サポート ＜生保部分＞ ※グループ保険とセットで加入 ください。		○	継続	退職後69歳まで継続できます。 (グループ保険とセット加入が条件です。)
	総合医療サポート ＜損保部分＞ ※総合医療サポート＜生保部分＞ とセットで加入ください。		○		
	医療プラン ※グループ保険とセットで加入 ください。		×	継続	退職後70歳まで継続できます。 (グループ保険とセット加入が条件です。)
	長期療養 収入補償保険 ※グループ保険とセットでご加入 になれます。		○		退職後の取扱いはございません。
老齢年金の補完	学校生協積立年金		×		退職後の取扱いはございません。

※制度内容の詳細についてはパンフレットをご参照ください。

13 ご請求の流れについて

1 ご請求の流れ



2 必要書類の一例(入院の場合)



ワンポイントアドバイス



入院のご請求金額が10万円以下等、条件次第では、診断書に替え、入院状況報告書（自署のみ）で対応可能です。（手術給付金のお支払い対象となる場合は取扱いできません。）

- ①ご請求金額が10万円以下または入院日数30日以下
- ②入院期間が客観的に確認できる領収書（写）等の添付
- ③退院後のご請求（転入院・転科入院のときはお取り扱いできません。）
- ④手術給付金・集中治療給付金・三大疾病入院給付金のご請求がないとき（※1）
- ⑤医療機関でのご入院（※2）

（※1）三大疾病を原因とするご入院の場合でも、入院給付金のみのご請求ではご利用いただけず。
（※2）柔道整復師法に定める施術所（整骨院・接骨院）は医療機関に該当しません。

退職後の取扱いについて／ご請求の流れについて

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：https://www.meijiyasuda.co.jp/ 明治安田損害保険株式会社：https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp）をご参照ください。

一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【総合医療サポート＜生保部分＞・ベース医療】

「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社（以下、「明治安田生命」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がとられず登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。） (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

※グループ保険のご加入者でケガで入院、通院をした場合には、学校生協ホームページ掲載の「事故連絡票」をご記入の上、学校生協保険共済担当者あてにご提出願います。（詳しくは学校生協保険共済担当者あてにご照会ください。）

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

ご注意：今回のご案内は、新規ご加入のご案内です。それぞれの制度について、既にご加入いただいている方のコース（保険金額）変更およびご家族の追加加入のお取り扱いとはできませんので、ご注意願います。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

栃木県学校生活協同組合 保険共済課

0120-65-3324

〒320-0065 栃木県宇都宮市駒生町1359番地37

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 公法人第四部 法人営業第一部

03-5289-7587

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F